

県内全市で実施している  
市民による相互扶助の制度です

# 市民交通災害共済

令和8年度  
会員受付中

年間1人



見舞金等は  
最高100万円

自転車の交通事故も  
対象となります

# 500円

会費が安い

## ワンコインで 家族を守る



共済期間

令和8年4月1日から  
令和9年3月31日まで

令和6年度会員は339,566名の方が加入し、  
共済見舞金等を1,142名の方にお支払いしております。  
詳しくはHPをご覧ください。

<http://www.fksm.jp/kotu/> または

福島県市民交通災害共済

検索



福島県自転車条例で加入義務化された自転車損害賠償保険ではありません。

- お申し込み いわき市役所生活安全課・各支所・各市民サービスセンター
- お問い合わせ いわき市役所(生活安全課交通安全防犯係) ☎0246-22-1152

## 共済期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

※途中で加入される方は、加入した日の翌日から令和9年(2027年)3月31日までです。なお、共済期間の開始前に転出した場合は届け出てください。

## 加入資格

福島県内の市の住民基本台帳に記載されている方

※年齢の制限はありません。



# 万一事故にあわれたら!

次の書類等を持って市役所へお越しください。

## 交通事故証明書

■お問い合わせ先

自動車安全運転センター福島県事務所

福島市町庭坂字大原1-1 ☎024-591-4111

《警察署への届け出が必要です。》

## 診断書

交通事故によるケガの治療のために入院した日が明記されているもの。

## 会員証

会員証は大切に保管してください。



## 印鑑

認印で結構です。

## 口座情報

通帳など。

※「交通事故証明書」「診断書」については原本の提出が基本ですが、保険会社の「原本の写と相違ない」との証明があるものについては写しに代えることができます。

## 共済見舞金

| 等級      | 災害の程度                     | 支給額        |
|---------|---------------------------|------------|
| 1       | 死亡した場合                    | 1,000,000円 |
| 2       | 入院通院日数270日以上              | 300,000円   |
| 3       | 入院通院日数200日以上              | 200,000円   |
| 4       | 入院通院日数150日以上              | 150,000円   |
| 5       | 入院通院日数120日以上              | 100,000円   |
| 6       | 入院通院日数90日以上               | 80,000円    |
| 7       | 入院通院日数60日以上               | 60,000円    |
| 8       | 入院通院日数30日以上               | 50,000円    |
| 9       | 入院通院日数8日以上                | 30,000円    |
| 10      | 入院通院日数4日以上                | 20,000円    |
| 重度障害見舞金 | 自動車損害賠償保障法施行令第1級または第2級の障害 | 300,000円   |

通院日数は治療のために病院に通った日数です。

令和2年度より次の点が改正されました。

- ・見舞金の対象は入院通院4日目からです。
- ・共済見舞金等の支払いは、原則として同一共済期間中1回です。ただし、同一共済期間中に再度発生した災害による傷害の程度の等級がより上級に該当する場合は、請求により差額を支払います。

## 見舞金等の請求期間は、交通事故による災害を受けた日から2年間です。

- 見舞金等支給の算定基礎となる治療期間は事故発生日から1年以内で、請求期間は2年以内です。

請求期間(2年以内)

事故発生日

見舞金等支給の算定基礎となる治療期間(1年以内)

- ※共済期間外の交通事故については、見舞金等の給付の対象とはなりません。
- 被災者が未成年(18歳未満)の場合は親権者が請求することとなります。
- ※共済加入者が加害者・被害者であるかの区別はありません。自らが事故の当事者となった場合は見舞金等をお支払いします。
- ※重度障害見舞金の請求期間は障害の等級認定を受けた日から2年間となります。請求の際は後遺障害診断書と、後遺障害の等級が確認できるものをお持ちください。

- 会員の故意または重大な過失(酒気帯び、無免許、速度違反等)による交通事故、若しくは、天災その他の災害による事故の場合は、見舞金等のお支払いはできません。

- 国外での交通事故は対象になりません。

## 交通事故証明書がとれない場合の特例

- 1 交通事故により救急車で事故現場から病院等に運ばれた場合「救急搬送証明書」(消防署長または病院長発行のもの)が得られれば、交通事故証明書と同様の扱いとします。
- 2 自転車の事故の場合、交通事故証明書の代わりに「証人(目撃者)による交通事故に関する証明書」、「診断書」により、10等級(2万円)の見舞金をお支払いします。  
※バイク・スクーターによる事故の場合は交通事故証明書が必要です。目撃者証明書での請求はできません。
- 3 人身事故証明書入手不能理由書により保険会社から自賠責保険金が出た場合は、「自認書」、「人身事故証明書入手不能理由書」の2点の提出があれば、見舞金等をお支払いします。

※自認書の用紙は市役所にあります。

## こんなときはどうなる?



Q 共済期間中、他県(市外)に転出した場合は、どうなりますか?

A 会員資格は失いません。転出先で交通事故にあっても見舞金等をお支払いします。

Q 歩行中に転んで負傷した場合、「目撃者証明書」でも見舞金は支給されますか?

A お支払いできません。「目撃者証明書」は自転車による事故を救済するものであり、歩行中の転倒や階段での転倒などは交通事故ではないためお支払いの対象とはなりません。